

平成 2 5 年度

八幡市予算書

平成 2 5 年度八幡市予算一覧表

八幡市一般会計予算 -----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算 -----	7 頁
八幡市駐車場特別会計予算 -----	9 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算 -----	1 1 頁
八幡市介護保険特別会計予算 -----	1 5 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算 -----	1 9 頁
八幡市水道事業会計予算 -----	2 1 頁
八幡市下水道事業会計予算 -----	2 5 頁

平成 2 5 年度

八幡市一般会計予算

平成25年度八幡市一般会計予算

平成25年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,730,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		9,408,248 千円
	1 市 民 税	4,219,500
	2 固 定 資 産 税	3,607,738
	3 軽 自 動 車 税	97,000
	4 市 た ば こ 税	688,000
	5 鉱 産 税	10
	6 都 市 計 画 税	796,000
2 地 方 譲 与 税		151,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	45,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	106,000
3 利 子 割 交 付 金		37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000
4 配 当 割 交 付 金		30,000
	1 配 当 割 交 付 金	30,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,900
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,900
6 地 方 消 費 税 交 付 金		622,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	622,000
7 ゴルフ場利用税交付金		3,900
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,900
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		55,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	55,000
9 地 方 特 例 交 付 金		57,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	57,000
10 地 方 交 付 税		3,550,000
	1 地 方 交 付 税	3,550,000
11 交通安全対策特別交付金		13,500
	1 交通安全対策特別交付金	13,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		298,659
	1 負 担 金	298,659

款	項	金 額
13 使用料及び手数料		404,707 千円
	1 使 用 料	365,572
	2 手 数 料	39,135
14 国 庫 支 出 金		4,244,960
	1 国 庫 負 担 金	3,765,669
	2 国 庫 補 助 金	453,705
	3 委 託 金	25,586
15 府 支 出 金		1,534,461
	1 府 負 担 金	868,756
	2 府 補 助 金	506,678
	3 委 託 金	159,027
16 財 産 収 入		24,724
	1 財 産 運 用 収 入	24,704
	2 財 産 売 払 収 入	20
17 寄 附 金		1,700
	1 寄 附 金	1,700
18 繰 入 金		999,767
	1 特 別 会 計 繰 入 金	24,993
	2 基 金 繰 入 金	974,774
19 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
20 諸 収 入		256,994
	1 延滞金、加算金及び過料	10,001
	2 市 預 金 利 子	330
	3 貸 付 金 元 利 収 入	7,564
	4 受 託 事 業 収 入	2,170
	5 雑 入	236,929
21 市 債		2,021,480
	1 市 債	2,021,480
歳 入 合 計		23,730,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		275,100 千円
	1 議 会 費	275,100
2 総 務 費		2,812,700
	1 総 務 管 理 費	2,269,900
	2 徴 税 費	338,700
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	134,100
	4 選 挙 費	36,400
	5 統 計 調 査 費	11,100
	6 監 査 委 員 費	22,500
3 民 生 費		11,109,600
	1 社 会 福 祉 費	4,092,600
	2 児 童 福 祉 費	4,289,900
	3 生 活 保 護 費	2,726,100
	4 災 害 救 助 費	1,000
4 衛 生 費		1,753,600
	1 保 健 衛 生 費	604,800
	2 清 掃 費	1,098,575
	3 上 水 道 費	50,225
5 労 働 費		60,900
	1 労 働 諸 費	60,900
6 農 林 水 産 業 費		137,000
	1 農 業 費	135,400
	2 林 業 費	1,600
7 商 工 費		91,600
	1 商 工 費	91,600
8 土 木 費		1,830,000
	1 土 木 管 理 費	40,700
	2 道 路 橋 り ょ う 費	621,300
	3 河 川 費	106,900

款	項	金 額
	4 都 市 計 画 費	786,200 千円
	5 住 宅 費	274,900
9 消 防 費		769,000
	1 消 防 費	769,000
10 教 育 費		2,556,000
	1 教 育 総 務 費	304,500
	2 小 学 校 費	548,200
	3 中 学 校 費	195,900
	4 幼 稚 園 費	317,800
	5 社 会 教 育 費	1,143,200
	6 保 健 体 育 費	46,400
11 災 害 復 旧 費		1,000
	1 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
12 公 債 費		2,303,500
	1 公 債 費	2,303,500
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		23,730,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利率	償還の方法
地 方 道 路 等 整 備 事 業	千円 189,400	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
機 械 器 具 整 備 事 業	12,000	同上	同上	同上	同上
消 防 緊 急 通 信 指 令 施 設 整 備 事 業	3,700	〃	〃	〃	〃
公 民 館 施 設 整 備 事 業	101,000	〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,300,000	〃	〃	〃	〃
借 換 債	415,380	〃	〃	〃	〃

平成 2 5 年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

My dear Mr. [unclear]

I have just received your letter of the 10th inst.

10

11

平成25年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成25年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		12,639 千円
	1 外 来 収 入	12,639
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		25,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		159
	1 納 付 金	100
	2 雑 入	59
歳 入 合 計		37,800

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		35,600 千円
	1 施 設 管 理 費	35,600
2 医 業 費		1,700
	1 医 業 費	1,700
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		37,800

平成25年度

八幡市駐車場特別会計予算

平成25年度八幡市駐車場特別会計予算

平成25年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		13,900 千円
	1 使 用 料	13,900
2 繰 越 金		99
	1 繰 越 金	99
3 諸 収 入		1
	1 市 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		14,000

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		6,500 千円
	1 管 理 費	6,500
2 繰 出 金		7,400
	1 一 般 会 計 繰 出 金	7,400
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		14,000

平成 2 5 年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

平成25年度八幡市国民健康保険特別会計予算

平成25年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,662,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		2,309,285 千円
	1 国民健康保険料	2,283,036
	2 国民健康保険税	26,249
2 使用料及び手数料		612
	1 手 数 料	612
3 国庫支出金		1,770,287
	1 国庫負担金	1,336,586
	2 国庫補助金	433,701
4 療養給付費交付金		569,337
	1 療養給付費交付金	569,337
5 前期高齢者交付金		2,174,253
	1 前期高齢者交付金	2,174,253
6 府 支 出 金		443,962
	1 府 負 担 金	57,954
	2 府 補 助 金	386,008
7 共 同 事 業 交 付 金		757,894
	1 共 同 事 業 交 付 金	757,894
8 繰 入 金		626,900
	1 一般会計繰入金	626,900
9 諸 収 入		9,670
	1 延滞金、加算金及び過料	350
	2 雑 入	9,320
歳 入 合 計		8,662,200

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		39,000 千円
	1 総 務 管 理 費	25,924
	2 徴 収 費	12,526
	3 運 営 協 議 会 費	550
2 保 険 給 付 費		5,628,470
	1 療 養 諸 費	4,974,000
	2 高 額 療 養 費	595,100
	3 移 送 費	20
	4 精神・結核医療付加金	9,300
	5 出 産 育 児 諸 費	44,550
	6 葬 祭 諸 費	5,500
3 後期高齢者支援金等		1,129,700
	1 後期高齢者支援金等	1,129,700
4 前期高齢者納付金等		827
	1 前期高齢者納付金等	827
5 老人保健拠出金		50
	1 老人保健拠出金	50
6 介護納付金		459,697
	1 介護納付金	459,697
7 共同事業拠出金		861,213
	1 共同事業拠出金	861,213
8 保健事業費		106,543
	1 特定健康診査等事業費	76,827
	2 保 健 事 業 費	29,716
9 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
10 諸 支 出 金		5,700
	1 償還金及び還付加算金	5,700
11 前年度繰上充用金		400,000
	1 前年度繰上充用金	400,000
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		8,662,200

平成 2 5 年度

八幡市介護保険特別会計予算

平成25年度八幡市介護保険特別会計予算

平成25年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,309,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		1,058,100 千円
	1 介 護 保 険 料	1,058,100
2 使用料及び手数料		79
	1 手 数 料	79
3 国 庫 支 出 金		823,263
	1 国 庫 負 担 金	748,230
	2 国 庫 補 助 金	75,033
4 支 払 基 金 交 付 金		1,219,682
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,219,682
5 府 支 出 金		624,088
	1 府 負 担 金	610,822
	2 府 補 助 金	13,266
6 財 産 収 入		116
	1 財 産 運 用 収 入	116
7 繰 入 金		583,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	583,000
8 繰 越 金		989
	1 繰 越 金	989
9 諸 収 入		83
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	80
歳 入 合 計		4,309,400

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		46,100 千円
	1 総 務 管 理 費	5,100
	2 徴 収 費	5,000
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	36,000
2 保 険 給 付 費		4,181,700
	1 介 護 サービス等諸費	3,685,100
	2 介護予防サービス等諸費	254,900
	3 そ の 他 諸 費	5,200
	4 高額介護サービス等費	98,300
	5 高額医療合算介護サービス等費	9,200
	6 特定入所者介護サービス等費	129,000
3 地 域 支 援 事 業 費		76,100
	1 介 護 予 防 事 業 費	24,100
	2 包括的支援事業・任意事業費	52,000
4 基 金 積 立 金		3,508
	1 基 金 積 立 金	3,508
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		991
	1 償還金及び還付加算金	990
	2 延 滞 金	1
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		4,309,400

平成 2 5 年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,265,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		608,400 千円
	1 後期高齢者医療保険料	608,400
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		655,200
	1 一 般 会 計 繰 入 金	655,200
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,999
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,997
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		1,265,700

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		6,900 千円
	1 総 務 管 理 費	4,170
	2 徴 収 費	2,730
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		1,256,600
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	1,256,600
3 諸 支 出 金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		1,265,700

平成 2 5 年度

八幡市水道事業会計予算

平成25年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源名称	項 目	平成25年度末		年 間	一日平均
		給 水 人 口	給 水 戸 数	総給水量	給 水 量
月 夜 田 受水場系	府営宇治 府営木津 府営乙訓 美濃山	48,985 ^人	19,472 ^戸	4,761,562 ^{m³}	13,045 ^{m³}
美 濃 山 浄水場系	府営宇治 府営木津 府営乙訓 美濃山	23,763	8,048	3,016,019	8,263
(分水受水) 京 都 市		437	197	56,904	156
(分水受水) 久御山町		255	117	35,875	98
(分水受水) 枚 方 市		23	10	2,740	8
合 計		73,463	27,844	7,873,100	21,570

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水 道 事 業 収 益	1,292,548 千円
第1項	営 業 収 益	1,244,488 千円
第2項	営 業 外 収 益	48,039 千円
第3項	特 別 利 益	21 千円

支 出

第1款	水 道 事 業 費 用	1,329,554 千円
第1項	営 業 費 用	1,223,987 千円
第2項	営 業 外 費 用	81,807 千円
第3項	特 別 損 失	13,760 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額342,122千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,683千円、過年度分損益勘定留保資金322,439千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	271,598 千円
第1項	企 業 債	225,600 千円
第2項	負 担 金	4,300 千円
第3項	水 道 施 設 費	41,698 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	613,720 千円
第1項	建 設 改 良 費	475,634 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	135,086 千円
第3項	予 備 費	3,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
第 5 次 拡 張 変 更 事 業	千円 225,600	証券発行の方法 によって起債す る場合、発行価 格が額面金額を 下回るときは、 その発行価格 差による減額 をうめるため 必要な金額 を発行価格に 加算した額と する。	普通貸借又は証 券発行。ただし 、証券発行の方 法による場合に おいては、発 行価格は額面 金額100円 につき98円 50銭以上と する。	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金に ついて、利率 の見直し を行った 後において は、当該見 直しの利率)	政府資金につ いては、その融 資条件による。 銀行その他の 場合には、その 債権者と協 定するもの とする。た だし、企業 財政の都合 により、据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還又は借 換することが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 216,954 千円

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀口 文昭

平成 2 5 年度

八幡市下水道事業会計予算

平成25年度八幡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	31,262戸
(2) 年間総排水量	8,136,000m ³
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共下水道事業	32,712千円
(イ) 污水管渠改築更新事業	250,109千円
(ウ) 雨水管渠改築更新事業	113,000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	1,431,272 千円
第1項	営業収益	1,275,392 千円
第2項	営業外収益	155,870 千円
第3項	特別利益	10 千円

支 出

第1款	下水道事業費用	1,412,349 千円
第1項	営業費用	1,182,425 千円
第2項	営業外費用	217,424 千円
第3項	特別損失	7,500 千円
第4項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 503,975 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,916 千円、過年度分損益勘定留保資金 314,325 千円及び当年度分損益勘定留保資金 173,734 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	532,937 千円
第1項	企業債	347,700 千円
第2項	工事負担金及び分担金	237 千円
第3項	国庫補助金	64,000 千円
第4項	他会計補助金	121,000 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,036,912 千円
第1項	建設改良費	448,127 千円
第2項	固定資産購入費	8,888 千円

第3項 企業債償還金 576,397 千円

第4項 出資金 500 千円

第5項 予備費 3,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公共下水道事業	295,600千円	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道事業	52,100	同上	同上	同上	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を

経なければならない。

(1) 職員給与費 73,654千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額の
上限は451,600千円である。

平成25年2月27日提出

八幡市長 堀口 文昭

